

大型貨物車加減点基準の修正について

第3章大型貨物車につきまして、平成22年4月1日より下記の通り修正致します。

修正箇所

【中古自動車査定基準細則】

P3-10

〔新〕点数部分を修正

査定項目	査定区分	減点区分	10t	8t	6t	4t
			クラス	クラス	クラス	クラス
ランプ類	交換	フロント ターンシグナルランプ (1コ)		<u>10</u>		
		ライセンスプレートランプ (1コ)		<u>5</u>		
ワイパー	交換	ワイパーブレード交換 (1本)		<u>5</u>		
		ワイパーアーム交換 (1本)		<u>10</u>		
ライター	交換	シガーライター (1コ)		<u>5</u>		

P3-15 (細則)

〔新〕下線部分を修正及び追加

交換の判断基準

(フロントガラス)

1. ワイパー傷で爪の引っかかるもの
2. 飛石等によりひび割れ、亀裂があるもの
3. 修理跡でひび割れがあるもの
4. 運転席から見て視界の妨げになるもの

(その他のガラス)

1. カードサイズ以上の線傷のあるもの
2. ひび割れ、亀裂のあるもの

P 3 - 1 8

〔新〕 下線部分を追加

外 装 (キャブ)

査定 項目	査定 区分	減 点 区 分	10 t	8 t	6 t	4 t
			クラス	クラス	クラス	クラス
外 装 (キャ ブ)	修 理	カードサイズ未満の <u>凹み</u>	<u>板金</u> 5			
		A 4 サイズ未満の <u>凹み</u>	板金 15			
		A 4 サイズ以上 <u>1 / 2 未満の凹み</u>	板金 25			
	《腐 食》 カードサイズ未満の腐食 (<u>1 ヶ所</u>)	25				
交 換		ハイルーフキャブAssy 胴殻 " 全装	1400 1900	<u>1200</u> <u>1700</u>		

P 3 - 1 9 (細則)

〔新〕 下線部分を追加

〈細 則〉

1. ……
2. ……
3. 各パネルの凹み板金減点は、25点を限度とする。
4. 同一パネルに価値減点と修理が重複した場合は、交換減点を上限とする。

P 3 - 2 1 (細則)

〔新〕 下線部分を修正

〈細 則〉 煽の標準寸法 (高さ)

	10 t ~ 6 t	4 t
雑 貨	65 ~ 45cm	40 ~ 35cm
鋼 材	<u>45cm未満</u>	標準なし

P 3 - 2 3 (細則)

〔新〕 下線部分を修正

〈細 則〉 アルミブロック煽

加点点数（下記の加点を標準とし、各支所ごとに設定することもできる）

年のもの	クラスとボディ長				運用巾
	10 t (9.6m)	8 t (8.5m)	6 t (6.7m)	4 t (6.2m)	
当年のもの	350	280	220	200	<u>±30%</u> 以内
1年もの	320	250	200	180	
2年もの	290	230	180	160	
3年もの	260	210	160	140	
4年もの	230	180	140	120	
5年もの	200	160	120	100	
6年もの	180	140	100	80	
7年もの以前	150	120	80	60	

- 1) ……
- 2) 方開数、高さ（除く40cm未満）に関係なく、サイド・リヤ煽ともアルミブ
ロック煽の場合に適用する。
- 3) ……
- 4) 全煽高さが40cm未満の場合は、評価しない。

P 3 - 2 6

〔新〕 下線部分を追加

ダンプ機構

査定項目	査定区分	減点区分	10 t クラス	8 t クラス	6 t クラス	4 t クラス
ダンプ機構	調整					
	修理					
	<u>交換</u>	<u>ホイストシリンダ A s s y</u>	<u>450</u>		<u>270</u>	
	脱着					

P 3 - 3 2

〔新〕 下線部分を追加

塗 装

査定項目	査定区分	減点区分	10 t クラス	8 t クラス	6 t クラス	4 t クラス
塗 装	区画塗装	鳥居 … …				
		<u>サイドガード（片側）</u>	<u>10</u>		<u>10</u>	

P 3 - 3 5

〔新〕 文言を削除

*アルミホイールの評価

〈細 則〉

1. ~~査定目的に関係なく~~、査定時に装着されているときは評価する。
2. 全輪のホイールが揃っていること。

P 3 - 3 6

〔新〕 1 行削除

付属品、エアコン

査定項目	査定区分	減 点 区 分	10・8 t クラス	6・4 t クラス
ホイール	交換	欠品、機能低下	30	

P 3 - 3 6

〔新〕 ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価を追加

1) ナビゲーションシステムの評価 (オーディオ類の評価を含む)

タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
インダッシュ	HDD	100	80	60	40
	DVD	70	50	30	20
	メモリー	40	30	20	10
外付け	HDD	80	50	30	10
	DVD	50	30	10	0
地 デ ジ 加 点		20	20	10	10
ツインモニター加点(1台分)		40	30	20	10
カメラ類 (フロント・サイド・バック) 各1個		10			

2) オーディオ類 (ラジオ、CD、MD、メモリー対応等) の評価

機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
オーディオ類	10	10	5	0

P 3 - 3 7

〔新〕 ナビゲーションシステムの評価〈細則〉を追加

〈細 則〉

1. 欠品の場合は、実費減点とする。
2. 故障の場合は、30点の減点とする。
3. ナビゲーションシステムの地図ソフト欠品はDVD 20点、CD 10点、メモリーカード等 10点、リモコン欠品は5点、取扱説明書欠品は3点の減点とする。
4. ナビゲーションシステムにオーディオ機能は、加算しない。
5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取外し跡 (穴埋め) は、5

点とする。

6. ダッシュボードに取り付けられているナビゲーションシステムで、視界、エアバッグシステムの動作を妨げるものは、評価の対象外とする。

〔新〕オーディオ類の評価〈細則〉を追加

〈細 則〉

1. 故障の場合は、10点、欠品の場合は、20点の減点とする。
2. オーディオ類は、重複して評価しない。
3. オプション装備のオーディオデッキ本体取外し跡(穴埋め)は、5点とする。

P 3 - 3 9

〔新〕下線部を追加

加減点の特例

I 「加減点」をおこなう車種

1. 平ボディ等
(1) … (12) コンテナ専用車

II 「減点」のみをおこなう車種 一過少走行であっても加点はしない

1. 平ボディ等
(1) … (10) 車両運搬車(セフティローダ、スライドボディ)
(14) 飼料運搬車 (15) 移動販売車 (16) イベント車
(17) コマーシャル車
2. ダンプ車等
(1) … (11) 高所作業車 (12) 穴掘建柱車
(13) コンクリートポンプ車 (14) アームロール・フックロール

P 3 - 4 8

〔新〕減価率表を下線部に修正

4. 形状減価

2) 減価率表

<u>形 状</u>	<u>減価率</u>
<u>特殊用途及び特殊形状</u>	<u>0~30%</u>

例：オープンバン(オープントップ)、積載物限定車、土砂禁ダンプ、天蓋付ダンプ等

*ただし、キャブ付シャシの評価額を下回らない。

〔新〕 3) 形状減価対象車両の定義 を削除

〔新〕 文言を削除

形状減価における例外規定

通常取引に関係のない……、これに類する査定、鑑定評価では適用除外とすることができる。

ただし、…

P 3 - 4 9

〔新〕 文言を下線部に修正

6. 車両全損

1) 個別査定の結果、減点の合計額が査定基準価格の80%以上となる場合は、全損扱いとし、最終評価額をもって評価額とすることができる。

2) 最終評価額となる条件

最終評価額の扱いとなるものは、自動車（機械的な意味での運搬用具）としての機能が著しく衰退したもの、または当該自動車が一般小売市場において、経済価値の消滅した、次のようなものをいう。

3) 最終評価額の救済

通常個別査定では、計算的に最終評価額となる車両でも、商品価値のあるものについては、特例として評価額を査定基準価格の20%以内とすることができる。

1) 事故等により、計算的に最終評価額となる車両

2) 低年製車両

P 3 - 5 0

〔新〕 文言を下線部に修正、追加

7. 加減点の特例

1) 減点

商品性に影響のある特別な理由、欠点等があり、適正な価格を算定するための正当な理由がある場合は、次の減価率を目安に特別な減点をすることができる。

<u>特別な例</u>	<u>減価率</u>
-------------	------------

<u>長期放置車</u>	<u>10%以内</u>
<u>減トン車</u>	<u>10% 〃</u>
<u>ネームプレートの無いもの</u>	<u>20% 〃</u>
<u>消火器の粉末が散布状態のもの</u>	<u>30% 〃</u>
<u>職権打刻車</u>	<u>30% 〃</u>
<u>構内車</u>	<u>30% 〃</u>
<u>冠水車</u>	<u>50% 〃</u>
<u>火災車 (エンジンルーム)</u>	<u>50% 〃</u>
<u>〃 (半焼)</u>	<u>70% 〃</u>
<u>自殺車</u>	<u>70% 〃</u>

以上